

議案第58号関係資料

社会教育事業の取扱いについて

平成 16 年 4 月
秋田市・河辺町・雄和町
合併協議会

(様式1)

行政制度等の調整方針(案)総括表

(48) 社会教育事業

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	ゆうわの子表彰	×	×		C	
2	社会教育委員				B	
3	生涯学習関連表彰業務	×			B	
4	広報紙発行業務				B	
5	社会教育指導員				B	
6	成人式				B	
7	IT講習事業		×		B	
8	読書活動推進事業	×	×		C	
9	視聴覚ライブラリー				B	
10	家庭教育・家庭教育相談事業				B	
11	各種講師の活用推進(社会教育関係)				B	
12	国内・海外研修資金貸付基金	×	×		C	
13	生涯学習奨励員等生涯学習推進体制				B	
14	社会教育バス			×	B	
15	社会教育計画等関係プラン				B	
16	自主学習支援事業				C	
17	学校週5日制事業				B	
18	児童館			×	B	
19	放課後児童クラブ				B	
20	太平山自然学習センター		×	×	B	

教育専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21	大学講座		×	×	B	
22	青少年自然の家	×		×	C	
23	青少年センター		×	×	B	
24	女性学習センター		×	×	B	
25	公民館運営審議会	×			C	
26	公民館運営管理業務				B	
27	花いっぱい運動推進事業	×	×		B	
28	図書館		×		B	
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(48) 社会教育事業

教育専門部会

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田市	河辺町	雄和町		
1 ゆうわの子表彰	未実施	未実施	雄和町の児童生徒の優れた良さを発見し、心身共に健全な児童生徒を地域ぐるみで育むことを目的として、町長が児童生徒を奉仕賞、友情賞、勤労賞、体育賞、学芸賞、努力賞として表彰している。	雄和町のみ実施している。	合併時に廃止する。
2 社会教育委員	社会教育委員として、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、ならびに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱している。 委員定数：10名 任期：2年 委員報酬：7,300円/回	社会教育委員として、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、ならびに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱している。 委員定数：9名 任期：2年 委員報酬：6,300円/回	社会教育委員として、一般公募および学校教育、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱している。 委員定数：14名 任期：2年 委員報酬：7,000円/回	定数、選出区分等について調整が必要である。	合併時に秋田市の制度に統一する。(合併後1期については、両町から委員を各1名委嘱する。)
3 生涯学習関連表彰業務	未実施 (秋田市表彰規則で対応)	教育振興に寄与し、又は衆人の模範と認められる行為があった者の表彰 ・ 功労表彰 ・ 善行表彰	・ 雄和町花いっぱい運動花だんコンクール表彰 ・ 雄和町文化の祭典(文化展作品)表彰	表彰の実施状況が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。(秋田市表彰規則により対応する。)
4 広報紙発行業務	「秋田市の生涯学習」を発行(年1回)	「河辺の教育」を発行(年1回)	「雄和の教育」を発行(年1回)		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
5 社会教育指導員	職務： ・社会教育に関する直接指導または学習相談に関すること ・社会教育関係団体の育成に関すること 選任：教育委員会が委嘱し、3年をこえない範囲で再任することができる。 勤務：非常勤勤務、週4日 報酬：117,800円/月 人数：5人	職務： ・社会教育に関する学級、講座における直接指導又は学習相談に関すること ・社会教育関係団体の運営の助言等その育成に関すること 選任：教育一般に対して豊かな見識を有し、かつ社会教育に関する指導技術を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、3年をこえない範囲で再任することができる。 勤務：非常勤勤務、週4日 報酬：108,100円/月 人数：1人	職務： ・社会教育に関する学級・講座における指導、学習相談に関すること。 ・社会教育関係団体の運営の助言、育成に関すること。 選任：教育一般に対して豊かな見識を有し、かつ社会教育に関する指導技術を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。 勤務：非常勤勤務、週4日 報酬：70,000円/月 人数：1人	報酬が異なる。	平成17年度当初から秋田市の制度に統一する。
6 成人式	実施日：成人の日(1月第2月曜日) 会場：秋田市立体育館	実施日：8月15日 会場：河辺町総合福祉交流センター	実施日：8月14日 会場：農村環境改善センター	開催日が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。(平成17年度から実施日、会場を一本化する。)
7 IT講習事業	緊急雇用創出特別基金事業を活用して、社会教育施設等(6公民館、3図書館、女性学習センター、赤れんが郷土館、民俗芸能伝承館、将軍野高齢者学習センターで実施)において、IT講座の開催、指導者の育成、相談業務を実施	多目的総合センターを会場としてパソコン初心者講習を実施(平成14年度2回実施) 平成15年度は講習会実績無し	町単独事業として、農村環境改善センターを会場としたIT講習会を実施(年5回)	事業の開催状況が異なる。	緊急雇用創出特別基金事業を活用した講習会は平成16年度で終了するが、既存のパソコンを活用した講習会は、継続実施する。
8 読書活動推進事業	未実施	未実施	読書週間に合わせて、町内の児童生徒による読書感想文を募集し、文集の作成、入選者への表彰等を実施している。	雄和町のみ実施している。	合併時に廃止するが、雄和町の現行事業の主旨を生かした事業を検討する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
9 視聴覚ライブラリー	秋田市中心図書館明徳館内において、視聴覚ライブラリー業務を行っている。 ・休館日：毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、月末の資料整理日、年末年始 ・貸出時間：10:00～17:00 ・予約時間：9:00～17:00 ・職員：社会教育指導員2名(非常勤) ・教材：16ミリ映画フィルム(720本)、ビデオテープ(752本)、レーザーディスク(10枚)、CD-ROM(8枚)	河辺町社会教育課が視聴覚ライブラリー業務を行っている。 ・貸出時間：9:00～17:00 ・教材：16ミリフィルム(8本) 休日使用の場合は前日に貸出	雄和町図書館が視聴覚ライブラリーの業務を行っている。 ・休館日：毎週月曜日、月末の資料整理日、年末年始 ・貸出時間：9:00～18:00 ・職員：図書館職員が兼務 ・教材：16ミリフィルム(16本)、ビデオテープ(19本)		合併時に秋田市の制度に統一する。(2町の社会教育施設で貸出し業務を継続する。)
10 家庭教育・家庭教育相談事業	乳幼児と小・中・高校生を持つ保護者への家庭教育相談事業(ぐりーん・えこー)を実施している。 ・職員：社会教育指導員 1名(非常勤)、家庭教育相談員 3名(非常勤) ・電話相談：月～金 9:00～16:00 ・面接相談：月～金 9:00～16:00 ・訪問相談：保育園(所)、幼稚園、母子生活支援施設 ・パンフレットの作成 ・公民館等の諸学級での助言 ・参考図書購入、研修会への派遣 「子育て支援ネットワーク」を形成し、地域ぐるみで子どもを育てるため、関係者間の連携体制を構築するとともに、公民館等を活用して、子ども同士が遊ぶ場や、親子のふれあいの場等の事業を実施している。 (H15実績) 実施回数：50回/年 参加者数：3,520人/年	家庭教育相談員の設置(2名) 年間5回の家庭教育学級の開催(幼稚園) (H15実績) 実施回数：5回/年 参加者数：350人/年 子育て講座の開催(各小・中学校年間1回) (H15実績) 実施回数：6回/年 参加者数：155人/年	子育て講座開催支援事業「子育て出前講座」の実施 (H15実績) 実施回数：6回/年 参加者数：391人/年	事業の実施状況が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
11 各種講師の活用推進 (社会教育関係)	「秋田市生涯学習講師団名簿」を作成し、生涯学習関係者に配布するほか、社会教育施設等に備え付け、市民からの相談時の資料として活用している。	「リーダーバンク登録者名簿」を作成し、問い合わせがあったものについて、社会教育課が講師を選定し、紹介する。	「人材バンク」の登録と名簿作成を行い、派遣の要請があったものについて、社会教育課が講師を選定し、紹介する。	各々で作成している名簿の内容の調整を図る必要がある。	合併時に秋田市の制度に統一する。
12 国内・海外研修資金貸付基金事業	未実施	未実施	産業、文化と福祉の向上を図るため、国内、海外派遣の視察または農業実習等、国内、海外研修に参加する者に雄和町ふるさと創生人材育成基金（H3設置、14年度末残高126,618千円）から資金の一部を貸付けする。 ・基金残高：25,369,000円（H15.5現在） ・貸付金額：国内(20万円以内)、海外(50万円以内) ・14年度実績：7人(630,000円)	雄和町のみ実施している。	合併前に廃止する。（条例、基金を廃止し、残高は町の財政調整基金に繰り入れするものとする。）
13 生涯学習奨励員等生涯学習推進体制	・秋田市生涯学習推進委員会の開催 ・秋田市生涯学習奨励員（102名）による普及活動（地域住民の学習意欲の喚起と学習希望者の組織化の奨励、学習に関する相談業務の実施等）	・河辺町生涯学習推進本部の設置 ・河辺町生涯学習奨励員（15名）による普及活動（生涯学習機会の拡充と地域学習の奨励等）	・雄和町生涯学習推進本部の設置 ・雄和町生涯学習奨励員（14名）による普及活動（生涯学習情報の交換、社会教育行事への参加協力等）	生涯学習奨励員の定数、選出区分等について調整が必要である。	合併時に秋田市の制度に統一する。（両町の生涯学習奨励員については、各小学校区から3名を委嘱する。）
14 社会教育バス	バス1台所有（中央公民館） ・H5年式(57人乗)：114日稼働(H14)	バス2台所有 ・H2年式(57人乗)：91日稼働(H14) ・H15年式(26人乗)：130日稼働(H14)	バス保有無し 民間バスの借り上げで対応	バスの保有状況が異なる。	バス3台の有効活用を図る。
15 社会教育計画等関係プラン	第2次秋田市社会教育中期計画 (計画期間：H12～16年度)	河辺町社会教育振興計画 (計画期間：H13～17年度)	雄和町社会教育中期計画 (計画期間：H12～16年度)	各々計画を策定済みである。	合併後の新市において、新市域を対象とする計画を策定する。（計画期間：平成17～21年度）

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
16 自主学習支援事業	県教育委員会の自学自習支援事業により、完全学校週5日制の実施に伴い、児童生徒が自ら学び主体的に活動する機会拡充の一環として、自主的に学習に取り組むための学習の場を提供し、学習活動を支援する。 (会場：市内の公民館、地域センター、コミュニティセンター、児童館等)	地域における体験的な活動を通して児童生徒が自ら学び、主体的に活動する機会の拡充の一環として、町教育委員会が自主学習を望む児童生徒への学習の場を提供し、県教育委員会が非常勤職員を派遣し、学習活動を支援する。 (会場：岩見三内コミュニティセンター、赤平公民館、中央公民館、戸島ふるさとセンター)	完全学校週5日制の実施に伴い、児童生徒が自ら学び主体的に活動する機会拡充の一貫として、自主的に学習に取り組むための学習の場を提供し、学習活動を支援する。 (会場：雄和町農村環境改善センター)		平成15年度で終了
17 学校週5日制事業	・社会教育施設や文化施設における講座等の実施(第1・第3土曜日) ・地域活動支援(土曜学校開放、第2・第4土曜日) ・情報誌(プレスタ)作成(年3回)	・学校週5日制実行委員会 学校週5日制に対応するため、生活体験、社会体験、自然体験の機会を提供する。 ・生活体験・自然体験事業 ・奉仕活動・文化活動の事業 ・子ども及び親子を対象にした事業 ・子どもセンター情報誌の作成(年3回)	・雄和町学社連携担当者会議 ・子どもセンター情報誌の作成(年3回)	土曜学校開放は、秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。(土曜学校開放は、両町の施設の現状等を調査し、調整を図る。)
18 児童館	児童館：17施設 児童センター：14施設 (開館時間) 8:00～21:00 うち、児童の利用時間 ・月～金：13:00～18:00 ・土曜日、夏休み等：8:30～18:00	河辺中央児童館 (開館時間) 9:00～17:00(ただし都合により伸縮できる)	施設無し	運営状況が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
19 放課後児童クラブ	保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童(主に小学校低学年)に、放課後適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図る。クラブの運営は、父母の会や社会福祉法人等に委託する。 (15年度17箇所へ委託)	日中保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成指導に資するため、遊びを主とする健全活動を行う地域組織として児童クラブを設置し、児童の健全育成の向上を図ることを目的として、町直営で実施している。	保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童(小学校低学年)に、放課後適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図るため、町直営で実施している。	運営方法が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。(委託先が見つからない場合はクラブを廃止し、児童館、児童室等において留守家庭児童の対応を検討する。)

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
20 太平山自然学習センター	(施設概要) 平成15年8月22日オープン 敷地面積：42,000㎡ 建物面積：5,014㎡ 本館、事務室、食堂、浴室、宿泊室17室(定員188人)、大屋根研修棟、大屋根広場、ワークショップ(60人対応)、キャンプ場、6人用野外テント32張(定員192人)ほか (利用対象) ・小中学校の教育活動を行う児童生徒 ・施設の学習目的に添った研修活動を行う一般市民	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
21 大学講座	市内高等教育機関との共催により、市民向け講座を開催する。(年10回)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
22 青少年自然の家	未実施	青少年に対する集団生活の場を提供する目的で設置した施設であるが、築30年以上(S48岩見ダム建設事務所の宿舍として建築、S58町へ譲渡)を経過し、館内宿泊はできない状況である。(日帰りコースの休憩施設としての利用のみ)	未実施		平成16年度に条例を廃止予定である。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
23 青少年センター	(勤労青少年ホーム) 市内に働く青少年の余暇活動に利用され、社会人、職業人、国際人としての知識や教養を体得する場として各種の学習機会を提供している。 (少年指導センター) 地域における総合的かつ計画的な少年指導の拠点として、少年非行防止に関する団体および少年指導委員による街頭指導、少年指導、有害環境の浄化等の活動を推進している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
24 女性学習センター	主に女性に関する諸問題解決のための学習や活動として、職業生活・家庭生活に必要な知識、技能習得のための講習や交流の場を提供するとともに、男女共生推進の学習機会を提供している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
25 公民館運営審議会	社会教育法が改正され審議会が任意設置となった平成12年度に廃止した。	審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画・実施について調整・審議する。 ・委員の定数：9人 ・任期：2年	審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画・実施について調整・審議する。 ・委員の定数：14人 ・任期：2年	設置状況が異なる。	2町の審議会は、合併時に廃止する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
26 公民館運営管理業務	<p>・中央公民館 H15.11.1愛称「サンバル秋田」として、青少年センター、女性学習センターとともに移転。3館の専用部分面積約2千㎡</p> <p>・土崎公民館 S46ボーリング場として建築、S52増築、公民館として開館。 建物面積3,012.55㎡</p> <p>・西部公民館 S44開館、建物面積931.44㎡</p> <p>・東部公民館 S45開館、建物面積1,404.20㎡</p> <p>・南部公民館 S47開館、建物面積1,302.36㎡</p> <p>・北部公民館 S51開館、建物面積1,610.87㎡</p> <p>各公民館において、各種講座等を実施している。</p>	<p>「河辺町多目的総合センター」を公民館として利用し、各種講座等を実施している。</p>	<p>「雄和町農村環境改善センター」を公民館として利用し、各種講座等を実施している。</p>		<p>合併時に秋田市の制度に統一する。(現行の公民館を継続して活用する。)</p>
27 花いっぱい運動推進事業	未実施	未実施	<p>・花苗の無償配布(配布対象:町内事業所、一般家庭等)</p> <p>・町花壇コンクールの実施</p>	雄和町のみ実施している。	<p>花苗の無償配布は、都市整備、交通関係事業で整理した「花のあるまちづくり事業」に統一する。</p> <p>花壇コンクールについては、市民憲章推進協議会の事業であり、継続するよう働きかける。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
28 図書館	中央図書館明徳館(S58開館) 土崎図書館(H3改築開館) 新屋図書館(H10改築開館) (開館時間) 平日:10:00~19:00 土・日・祝日:10:00~17:00 (休館日) 毎週月曜日(祝日、振替休日の場合は、翌日) 資料整理日(毎月最終日) 年末年始(12/29~1/4) 特別整理期間(11/20~11/30)	単独図書館無し	雄和町立図書館 (開館時間) 9:30~18:00 (休館日) 毎週月曜日(第3月曜日を除く) 祝日、年末年始(12/28~1/4) 資料整理日(毎月最終日)	図書館の整備状況が異なる。	雄和町立図書館は秋田市図書館の一つと位置づけ引き続き活用するほか、河辺町については図書館機能の整備を検討する。